

令和 7 年度 (2025 年度) 釧路総合振興局地域づくり総合交付金 (地域づくり推進事業)
優先採択方針

1 最も優先して採択する事業（ハード事業は除く。）

- (1) 地域創生に向けて取り組む事業
北海道創生総合戦略における重点戦略プロジェクトの主要施策に資する事業

2 優先的に採択する事業（ハード事業）

- (1) 地域創生に向けて取り組む事業
北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業
- (2) 地域重点プロジェクト推進事業
釧路・根室連携地域政策展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの着実な推進を図るため、地域が主体的に取り組む施策効果が高い事業
- (3) 地域政策コラボ事業
釧路総合振興局が実施する地域政策推進事業と連携して実施する事業
- (4) 広域的に連携する事業
高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域の活性化を目的とし、複数の市町村が共同で実施する事業
- (5) 地域防災力強化事業
地域の防災力・減災力を強化する事業
- (6) 大規模災害からの復興計画に基づく事業
北海道胆振東部地震など大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業
- (7) 緊急性の高い事業
緊急に取り組む必要がある事業
- (8) 合併市町村まちづくり推進事業
市町村の合併の特例等に関する法律（平成 16 年法律第 59 号）に基づき合併した市町村が、合併市町村の基本計画等に基づいて行う地域内の交流、連携、一体性の強化に資する事業

3 優先的に採択する事業（ソフト事業）

- (1) 地域創生に向けて取り組む事業
北海道創生総合戦略に掲げる取組の推進に資する事業（1 (1)に掲げる事業を除く。）
- (2) 地域重点プロジェクト推進事業
釧路・根室連携地域政策展開方針における地域が重点的に進めるプロジェクトの着実な推進を図るため、地域が主体的に取り組む施策効果が高い事業
- (3) 地域政策コラボ事業
釧路総合振興局が実施する地域政策推進事業と連携して実施する事業
- (4) 広域的に連携する事業
高度な機能の整備や質の高いサービスの提供、効果的な施設の整備、産業の振興など地域の活性化を目的とする次の事業
ア 複数の市町村が共同で実施する事業（振興局の区域を越えて実施する事業を含む。）
イ その他広域的な波及効果がある事業
- (5) 地域政策推進事業等と連携して実施する事業
釧路総合振興局が実施する地域政策推進事業や地域産業雇用創出事業と連携して実施する事業

(6) 多様な主体の連携を促進する事業

振興局長が適当と認める者が実施する事業にあつては、市町村が関与（財政支援又は人的支援等）をしている事業

(7) 地域防災力強化事業

地域の防災力・減災力を強化する事業

(8) 大規模災害からの復興計画に基づく事業

大規模な災害に伴って策定された復興計画に位置づけられた事業

(9) 「持続可能な開発目標（SDGs）」の推進に取り組む事業

北海道SDGs推進ビジョンに基づき実施する事業

(10) 緊急性の高い事業

緊急に取り組む必要がある事業

(11) 先駆性のある事業

先進的な事業、新しい発想・新たな工夫が採り入れられている事業

(12) 優位性のある事業

地域の特性（資源）や優位性が生かされている事業

(13) 継続性のある事業

支援終了後の事業の継続的な実施や発展性、継続的な効果が見込まれる事業

4 採択の優先度が低い事業（ハード事業）

(1) 交付税措置のある地方債を利用することができる事業

他の支援制度の活用の徹底を図り、より効果的な支援を行うため、元利償還金に対する地方交付税措置のある地方債を利用できる事業を、採択の優先度が低い事業として取り扱う。

(2) 振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、振興局管内における公共施設の整備水準が高い施設の整備事業を、採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

ア 温泉保養施設整備事業

イ パークゴルフ場等整備事業

(3) 同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業

当交付金が地域課題の解決や地域活性化を目的としていることを踏まえ、同じ市町村に既に同様の施設があつて、二つ目以上となる場合の施設整備事業を、採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

ア 公民館、コミュニティセンター、美術館等整備事業

イ 体育施設等整備事業

ウ 保育所等整備事業

(4) 市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業

地域住民への波及効果が高い事業への支援を促進するため、市町村の一部区域の住民だけを対象とする施設の整備事業を、採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

ア 地区集会施設整備事業

イ 地区後援等整備事業

5 採択の優先度が低い事業（ソフト事業）

(1) 先駆性の低い事業

地域の創意と主体性に基づく地域の特性や優位性を生かした取組の促進を図るため、先駆性の低い事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・過去に採択された事業（他の総合振興局・振興局で採択された事業を含む。）と同様の内容が大半を占める事業（3年を限度とする継続採択事業は除く。）

(2) 事業主体の直接的関与が低い事業

事業主体による創意と主体性に基づく取組の促進を図るため、事業主体の直接的関与が低い事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

- ・事業内容の大半を委託する事業（ただし、広報宣伝事業、情報システム及びインターネットに供するデータ作成事業等の事業主体の直接的関与が高い事業を除く。）

(3) その他

当交付金の趣旨を踏まえ、次の事業を採択の優先度が低い事業として取り扱う。

＜優先度が低い事業の例＞

ア 参加者の大半が団体構成員で占められる事業

イ 主に鑑賞を目的とし、観客から入場料を徴収する事業